

# 令和6年度 大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画

大阪府後期高齢者医療広域連合

## 1 目的

後期高齢者医療保険料は、国、府及び市町村からの負担金及び補助金のほか他の医療保険制度からの支援金などとともに、後期高齢者医療制度の運営に必要な不可欠な財源となっている。また、その保険料収入の確保は、被保険者間の負担の公平性を確保することのみならず、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要である。

この計画は、これらを踏まえ、効果的かつ効率的な収納対策を推進することにより、保険料収納率の更なる向上に努め、もって本制度の安定的な運営に寄与することを目的とする。

## 2 現状と課題

令和5年度保険料の大阪府全体の収納率は、普通徴収の収納率が、98.91%（対前年度比0.06ポイント増）、特別徴収を含めた全体の収納率が99.44%（対前年度比0.03ポイント増）となり、令和5年度の普通徴収目標収納率98.95%及び全体の目標収納率99.46%は達成できなかったものの、令和5年度の収納対策が一定の効果を発揮したと推測される。一方、府内の18の市町において令和5年度の収納率が前年度を下回っていることから、令和6年度保険料においても、昨年度と同様に収納対策の強化を継続する必要がある。

普通徴収と特別徴収の割合においては、普通徴収の調定額については、令和3年度は約1,037億のうち約503億円（全体の48.51%）、令和4年度は約1,129億円のうち約582億円（全体の51.54%）、令和5年度は約1,162億円のうち約598億円（全体の51.43%）と増加し、普通徴収の被保険者数については、令和3年度は329,183人（全体の27.49%）、令和4年度は373,000人（全体の29.51%）、令和5年度は375,874人（全体の28.60%）となっている。

また、普通徴収の内訳では、口座振替の被保険者が、令和3年度は203,104人（全体の16.96%）、令和4年度は219,297人（全体の17.35%）、令和5年度は212,144人（全体の16.14%）と減少し、納付書の被保険者が、令和3年度は126,079人（全体の10.53%）、令和4年度は153,703人（全体の12.16%）、令和5年度は163,730人（全体の12.46%）と増加が著しい。普通徴収の被保険者が増加すると、支払い漏れのリスクが高まることで市町村の保険料収納事務の負担増につながるため、特別徴収のシステム連携を早めることや平準化の実施等で、特別徴収の割合を増加させることが求められる。

これらの傾向は、団塊の世代が75歳に年齢到達し、新規加入者が大幅に増加している中で、加入からおおむね6か月から1年の間は特別徴収ができないために普通徴収となる現行制度による影響が大きいと思われる。

制度加入当初における支払い漏れは、以降の滞納を引き起こすおそれがあり、看過できない事態である。

このため、現行制度の中で可能な限り、早期に特別徴収への切替えを行っていくことはもちろんのこと、現在の傾向を把握したうえで、普通徴収の収納率をいかに向上させるかを検討し、適切な対策を行う必要がある。なお、令和6年度まで団塊の世代の年齢到達者が新規加入する傾向が続くことから、継続的な対策を実施する必要がある。

なお、令和5年度の大阪府の収納率は引き続き全国で低位に位置しているものと思われる。市町村間の全体収納率の較差は全体で0.94ポイント、普通徴収で1.76ポイントの開きがあり、大阪府全体の底上げが必要である。

このような状況の中、各市町村の関係部課との連携はもとより、収納担当者会議等を通じて市町村間においても情報を共有し、収納対策の重要性の共通認識を持ち、より一層の取組みの強化を図る必要がある。

### 3 目標

令和5年度は、保険料収納率が前年度を上回ったものの、目標を達成できなかったことから、2カ年計画（令和5年度～令和6年度）は見直し、新たな目標を設定する。

令和3年度の収納率（全体 99.51%、普通徴収 99.00%）は過去最高の収納率であり、令和6年度に同様の水準まで回復することが望ましいが、令和6年度は年齢到達による新規加入者の増加が継続しているため、普通徴収の比率が上昇すると見込まれるなど厳しい状況が続くものと考えられる。そこで、令和5年度の収納対策を引き続き着実に実施することで、令和6年度以降継続的な収納率の上昇を実現する。具体的には、令和6年度、令和7年度の2カ年をかけて令和3年度実績を上回る水準まで押し上げ、令和8年度以降は継続的に収納率を向上させていく方針とする。

令和6年度の大阪府全体の目標収納率は、

<b>特別徴収を含めた全体収納率</b>	<b>99.47%</b>
<b>普通徴収収納率</b>	<b>98.96%</b> とする。

## 令和6年度以降の目標収納率の算定について

考え方：令和5年度の収納対策実施計画では、令和4年度保険料収納率が制度創設から初めて収納率が前年度を下回ったことにより、令和6年度に過去最高であった令和3年度の全体の収納率まで戻すこととした。令和5年度においては、目標値に達することはできなかったものの、前年度と比べ全体及び普通徴収の収納率はいずれも増加した。

そこで、令和6年度の目標値を改めて設定し、令和7年度に全体及び普通徴収の収納率を過去最高であった令和3年度を上回る水準まで押し上げることをめざし、目標値を設定することとする。

(参考) 令和3年度～5年度の実績と、令和6年度以降の上昇イメージ

令和3年度(実績)	全体	99.51%	普通徴収	99.00%
令和4年度(実績)	全体	99.41%	普通徴収	98.85%
令和5年度(実績)	全体	99.44%	普通徴収	98.91%
令和6年度(目標)	全体	99.47%	普通徴収	98.96%
令和7年度(目標)	全体	99.52%	普通徴収	99.01%

全体の収納率に着目し、今後2か年で99.52%を達成することを目標とした場合、令和6年度の全体の目標収納率は令和5年度の実績に0.03%を加え99.47%とする。

令和5年度において、特別徴収と普通徴収の調定額の比率はおよそ48.6対51.4となっている。今後、団塊の世代の多くの被保険者が普通徴収から特別徴収へ移行することが見込まれるが、さらに特別徴収の平準化を実施することで、施行令第23条第1項第1号により徴収方法が特別徴収から普通徴収に変更される被保険者を減らすこと、更に特徴連携の時期が遅い場合は早めることで、令和7年度にその比率をおよそ51:49にすることをめざす。

令和6年度に特別徴収と普通徴収の比率をおよそ50.5:49.5にすることで、令和6年度の全体の目標収納率は普通徴収の収納率向上も合わせて考え、令和6年度の実績に0.05%加え、99.52%とする。

令和7年度の全体の収納率を99.51%、特別徴収と普通徴収の比率をおよそ51:49にした場合、令和7年度の普通徴収の収納率は99.01%になるため、1年度ごとに0.05%上昇させる必要がある。よって、令和6年度の全体の目標収納率は令和5年度の実績に0.05%を加え98.96%とした。

○算出方法は以下のとおり。(R5実績ベースに令和6年、7年度の調定額伸び率を1.06で計算)

全体調定額(令和7年度推定値)	130,544,975,805円・・・①
全体収納額(令和7年度推定値。普通徴収を99.01%と仮定)	129,912,994,522円・・・②
②÷①×100=99.52%	

なお、特別徴収の適切な実施及び普通徴収の収納率の底上げを行っていくことで全体収納率を上昇させ、少なくとも全国平均の収納率に近づけていくという方針とする。

また、既に目標収納率を達成している市町村については、さらなる収納率の向上のための取組みを行い、既に収納率が十分に高く、向上の余地がないと考えられる場合には、現在の水準を維持するための取組みを行う。

さらに、現年度分を優先しながら滞納繰越分にも注視し収納率の向上をめざしていく。

#### 4 市町村の具体的取組み

団塊の世代の年齢到達による新規加入者の大幅な増加傾向が令和6年度まで継続する見込みであることを踏まえ、特別徴収の適切な実施及び普通徴収の収納率の向上について、速やかに対策を行う必要がある。

保険料が滞納となる大きな原因として、納め忘れが多いことから、早期着手と、滞納を発生させない、長期化させない取組みが重要である。具体的には、口座振替の推進のほか、滞納が判明した早期の段階での電話や臨戸訪問による督促が有効である。なかでも、制度加入当初は普通徴収になるという仕組みを周知し、口座振替の申請を早期に勧奨することで、納め忘れによる滞納を事前に防ぐ取組みが特に重要である。

また、現年度分だけでなく滞納繰越分についても、滞納者への財産調査をはじめ、関係部署との連携や、滞納者との接触機会を増加させることによって生活状況等の把握に努め、納付資力があるにも関わらず保険料を納付しない者に対しては滞納処分を行うとともに、納付資力がないことが明らかな者については執行停止を行うことで、適切な収納に結びつける必要がある。また、滞納額が大きいものから着手するなど効率良く事務を進めていく必要がある。

以上のことから、次に示す内容をもとにその取組みを実施する必要があるが、取組みの度合いには市町村によって格差が見られる。収納率が大阪府の平均以下又は前年比で大きく下落した市町村については、取組みを強化する必要がある。

##### (1) 特別徴収の適切な実施

年齢到達者に係る特別徴収への切替えについては、法令で定められた基準や特別徴収の処理スケジュールを踏まえて確実に速やかに処理することに加え、滞納の続く者は特別徴収に切り替える取組みを行う。

また、被保険者の負担軽減や納付の安定化を図るため、仮徴収額の平準化を未実施の市町村の平準化実施を促進する。

##### (2) 広報活動

市町村の広報紙やホームページの積極的な活用、75歳年齢到達時のお知らせや保険料額決定通知書への広報チラシの同封により、保険料の納付勧奨や納付方法等について被保険者等に周知し、納付に対する理解を高めていく(特に、年齢到達者に対して、国民健康保険の特別徴収や口座振替が継続されないこと、また、そのために後期高齢者医療制度の口座振替の申請を勧奨する取組みを重点的に行う)。この際、相手が高齢者であることを考慮して、理解しやすい文面・表現とするよう努める。

なお、後期高齢者医療制度の口座振替の申請を勧奨する取組みについて、広域連合では一定の条件を満たす場合は後述のとおり補助金の交付を実施する。

##### (3) 口座振替の推進

口座振替は、普通徴収の対象者の納め忘れ等について、特に有効な手段であることから、(2)の広報活動の一環として、口座振替依頼書の送付物等への同封や窓

口座対応時の手渡しなど、積極的に勧奨を行う。また、ペイジー口座振替の導入などの環境整備を推進する。

(4) コンビニ収納やスマートフォン決済等の実施

日常生活に密着し、利用頻度の高いコンビニエンスストアでの収納やスマートフォン決済アプリを利用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、納付者が指定した金融機関口座やあらかじめチャージした残高から納付ができるスマートフォン決済の導入を実施する。これらにより、夜間・休日等金融機関等に出向くことなく、いつでもどこでも納付が可能となり、利便性の向上を図ることで収納率向上に結び付ける。

(5) 督促状、催告書等の送付の徹底

督促状は、市町村の財務規則等で規定されている期間内に発送する。その際、納付書兼用の督促状若しくは納付書同封のものを発送する。督促状を発送した後は、定期的に催告書等を発送し、滞納状況に応じて「最終催告」や「差押予告」といった文面に変更した催告等も取り入れていく。また、封筒や用紙の色彩や文字の字体等を工夫することで、確実に開封し、理解していただけるようにする。

(6) 電話による督促

コールセンターを設置する等、納め忘れ防止等のための定期的な電話催告を実施し、納付相談の機会を設け、収納率向上に結びつける。また、納付書払いの被保険者には、口座振替を勧奨する。

なお、平日の日中では接触できない場合は、必要に応じ夜間や休日に実施する。

(7) 臨戸訪問

自主納付が基本であるが、市町村の実情に合わせて、身体に障がいがある等の事由により外出が困難な者、電話で連絡が取れない者及び督促状や催告書等を発送しても納付がない者に対して臨戸訪問を実施する。その際、口座振替の申込みを勧奨する。

また、不在、その他の理由により、平日の日中だけで臨戸訪問ができない場合は、夜間及び休日にも実施する日を設け、積極的に滞納者への接触を図る。

(8) 関係部署との連携

保険料の滞納がある者は、他の徴収担当部署や関係者等と情報を共有するなど、個別の状況を適切に把握し、効率的な収納対策を実施する。

また、生活困窮の状況にあると認められる者については、生活困窮者支援担当や生活保護担当など、適切に担当窓口につなぐ。

(9) 未納者に対する納付相談

電話や臨戸訪問により滞納者と接触することで、生活状況等を把握し、分割納

付・徴収猶予・減免等の活用を含めた納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつける。

#### (10) 滞納処分の実施

滞納が続いている者には、早期に財産調査を行ったうえで、生活状況の把握ときめ細やかな収納対策を行うとともに、保険料を納付するに当たり十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第113条の規定に基づき、すみやかに滞納処分を行う。また、滞納処分を行う財産も納付する資力もないことが明らかかな場合には、執行停止を行う。

### 5 広域連合の具体的な取組み（市町村への支援）

市町村に対し、後期高齢者医療の運営が健全かつ円滑に行われるよう、大阪府が必要な助言及び適切な援助を行い、広域連合は大阪府と協力し、府内全体の保険料収納率の向上をめざすため、次の取組みにより市町村を支援する。

#### (1) 収納に係る情報収集及び提供

広域連合は、市町村の協力を得ながら、収納率について毎月集計結果を提供するとともに、未納保険料を回収するための具体的な取組み状況の調査を定期的（令和6年度は3月を予定）に行い、その結果を提供する。また、前年度に比べ収納率の上昇率が高い市町村に対しアンケート調査等を行い、収納率向上に向けた効果的な取組みや事務手法等に係る調査結果の提供を行う。さらに、市町村別収納率順位表を公表し、その内、前年度と比較し大きく向上した市町村から、先駆的・有効的な収納対策の取組み事例を収集し、逆に収納率が低位であった市町村においては、収納対策上の問題点や収納率向上に向けた改善計画の立案を求め、その事例や計画を取りまとめた結果を提供していく。これらにより、市町村間の収納対策の取組みに対する認識の共有化を図るとともに、この情報や市町村別収納率一覧表等を「保険料収納対策の取組み」として、ホームページで公表する。さらに、収納対策の参考となる市町村職員向けの手引き資料として「後期高齢者医療保険料収納対策のヒント」を引き続き市町村に提供する。

#### (2) 取組み強化等の協議

広域連合は、収納率の低い市町村の担当部署を訪問し、収納担当者等から現状を把握した上で、取組みの強化策等を協議し、収納率の向上につなげる。

#### (3) 収納担当者会議の開催

広域連合は、大阪府と合同で府内市町村収納担当者会議を開催する。その中で、当該年度の収納対策上の課題等の分析や市町村の収納対策についての意見交換及び

年間目標の達成状況等の報告などを行い、市町村間で情報を共有し、効果的かつ効率的な収納対策について検討する。また、収納対策に精通した講師等を招き収納対策に関する研修会等を実施する。これらにより、収納担当者の技術及びモチベーションの向上を図り、滞納処分の実施を促進することで、府全体の保険料収納率の向上をめざす。

#### (4) 法律相談業務

大阪府内の全市町村が保険料の徴収に当たって法的課題に直面した際に、その解消を支援するため、広域連合は弁護士に委託し、市町村担当者が法律上の助言又は情報提供を受けられる事業を実施する。

また、広域連合は、各相談の相談結果報告書を取りまとめ、データベース化し、収納担当者研修会等で市町村と共有する。

#### (5) 保険料収納対策事業支援補助金

普通徴収に占める口座振替の割合を増加させることで、収納率の向上に寄与することを目的に、広域連合は市町村による年齢到達者への口座振替勧奨の時期を早める取組みを実施した市町村に対し、郵便料金等へ補助金を交付する。

#### (6) その他の取組み

広域連合は、この間、生活保護の全件調査による資格の適正化、市町村及び医療機関等に配布する冊子への口座振替推進記事の掲載並びに年齢到達時における被保険者証（令和6年12月2日以降は資格情報通知書又は資格確認書）を送付する際の封筒を口座振替推進の案内を封入するために開封して納品することなど、事務の改善や効果的な事業実施に向けて取り組んできたが、今後も収納率の向上につなげていくための新たな手法等の調査・研究を行い、市町村の取組みを支援する。

また、他府県の広域連合と情報交換を行い、市町村への支援策を検討する際の参考にするとともに、特別徴収の早期開始や国保からの引継ぎなど保険料収納業務に係る制度改善について、引き続き国に要望していく。